

内閣府公益法人会計研究会 令和元年度報告書案に対する意見

5. 「正味財産増減計算書」から「活動計算書」への名称変更

- ・名称変更だけならまだしも、その構成要素までも「モデル会計基準」に合わせるとなると、正味財産増減計算書だけではなく、貸借対照表なども含め大改正となり、公益法人会計の考え方の根幹にかかわるものとなる。

- ・「モデル会計基準」によると、純資産は「非拘束純資産」「一時拘束純資産」「永久拘束純資産」に分類され、使途拘束は法人自らの判断で決定できるとしている。公益法人会計基準では従来、寄附者の意思を反映するものを指定正味財産としてきたところに特長があるが、「モデル会計基準」の考え方を取り入れると、法人に入ってきた資産はいわば同質となり、寄附者の意思が見えにくいものとなるおそれがある。

- ・公益法人会計基準は寄附者の意思を反映した様式であるところに良さがあり、それをモデル会計基準では、非営利の活動の特色をなるべくなくそうとしているのではないかと受け止められる。

- ・上記のことから記載内容まで変更することには反対である

(402字)

8. 今後の検討の視点

- ・「モデル会計基準」は、非営利の会計を一律にしようとしているように思われるが、一律にすることが果たして実情に合ったものとなるのかという問題がある。公益法人は小規模な法人が多い。企業会計では大企業と中小企業とで扱いに違いがあるように、非営利の会計も規模によりランクがあって良いのではないか。

- ・「モデル会計基準」をそのまま取り入れるということには、寄附者の意思が見えづらくなるという点で、疑問もある。公益法人は、特に財団法人はいわば寄附者の意思でできている法人であり、その寄附者の意思は最大限尊重されるべきである。官民あがて寄附文化の醸成に向けて取り組んでいるときに、寄附者の意思を反映しないで、法人の意思ばかり反映する会計となっては、日本に寄附文化が根付かない会計になってしまう懸念すら覚える。

(368字)